

ID: 170

担当部署: 教育委員会事務局

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	八頭町山村開発センター条例 第9条本文		
例規番号	平成17年条例第132号		
<p>【根拠条文】 (使用料) 第9条 利用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、町長が特別に認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 26 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日